

|                |   |
|----------------|---|
| <h1>高知県公報</h1> | 発行  |
|                | 高知県<br>高知市丸ノ内<br>一丁目2番20号<br>発行日<br>毎週2回<br>(火曜日・金曜日) |

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 目次   |                         |
| 告示   | ページ                     |
| ○救急病院の認定                                   | (医療政策課) 1               |
| ○保安林の指定施業要件の変更予定の通知(4件)                    | (治山林道課) 1               |
| ○都市計画の変更(2件)                               | (都市計画課) 1               |
| 公告   |                         |
| ○争議行為の予告                                   | (雇用労働政策課)<br>(1・17掲示) 2 |
| 高知県教育委員会規則                                 |                         |
| ◎高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則           | 2                       |
| ◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則 | 3                       |
| ◎高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則              | 4                       |
| 落札公告                                       |                         |
| ○落札者等の公告                                   | (健康長寿政策課) 5             |

-----  
告 示  
-----

### 高知県告示第61号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
平成29年1月27日

|         |                |                  |
|---------|----------------|------------------|
|         |                | 高知県知事 尾崎 正直      |
| 医療機関の名称 | 所在地            | 認定年月日 認定の有効期限    |
| 国吉病院    | 高知市上町一丁目3番4号   | 平29・2・1 平32・1・31 |
| 近森病院    | 高知市大川筋一丁目1番16号 | 〃 〃 〃 〃          |
| 函南病院    | 高知市知寄町一丁目5番15号 | 〃 〃 〃 〃          |
| 高知生協病院  | 高知市口細山206番地9   | 〃 〃 〃 〃          |

|                |                  |   |   |   |   |
|----------------|------------------|---|---|---|---|
| あき総合病院         | 安芸市宝永町3番33号      | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 土佐市立土佐市民病院     | 土佐市高岡町甲1867番地    | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 佐川町立高北国民健康保険病院 | 高岡郡佐川町甲1687番地    | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 北島病院           | 高岡郡越知町越知甲1662番地  | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 山崎外科整形外科病院     | 高岡郡越知町越知甲2107番地1 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

### 高知県告示第62号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成29年1月27日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成5年3月農林水産省告示第242号(三に限る。)
  - 変更に係る指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第63号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成29年1月27日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成5年5月農林水産省告示第542号
  - 変更に係る指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第64号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成29年1月27日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年1月農林水産省告示第51号
  - 変更に係る指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第65号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成29年1月27日

- 高知県知事 尾崎 正直
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成6年3月農林水産省告示第496号
  - 変更に係る指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
変更しない。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 高知県告示第66号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によ

り次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
中村都市計画道路（1・5・1号佐賀四万十線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
四万十市古津賀字間ノ川本谷ハナ、字アイノ川本谷、字本谷口、字中カ谷、字中谷ノハナ、字間ノ川ヶ谷、字間ノ川口、字チブダハナ、字白王ハナ、字白皇、字東白皇、字コヤケハナ、字北大畑、字東大畑、字大畑、字栗ヤ畝、字栗ヤ谷、字赤土場、字古川谷、字ハサカハナ、字神山表、字東本デン、字本デン、字東クデン、字ヲタノ内、字サノ山、字岡田屋敷、字ヒエ谷、字セットウアン、字西谷、字三ノ岡、字カヂヤケハナ、字カチヤ谷、字イケノハナ、字傳七谷ハナ、字国和谷東、字国和谷池添、字国和谷池ノ上、字国和谷西谷日ビラ、字西谷清、字国和谷西谷、字イケノヒラ、字イケ畝、字松谷、字サコノ畝、字松谷ハナ、字松谷ノ畝、字八面谷、字サコノハナ、字ウツケ谷山、字ハタダバ、字寺ノ駄場、字竹ノナダ、字大門ノ平、字竹ノ下、字高ゾリ及び字川原橋の各一部  
四万十市右山字島崎、字明治、字南中山、字ツエカ谷山、字ツエ谷、字櫻内及び字長池の各一部  
四万十市不破字観音寺谷、字キセイ山、字橋本、字観福寺ノ谷、字八幡澤、字地獄谷、字東屋敷及び字平口の各一部

- 3 縦覧場所  
高知県土木部都市計画課及び四万十市役所

高知県告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
幡東都市計画道路（1・5・2号佐賀四万十線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
幡多郡黒潮町佐賀字記念地、字四十代山、字越山、字坂折、字橋ザコ、字ゲシヤシキ、字馬地山、字家野地、字向山及び字シダヲ山の各一部  
幡多郡黒潮町伊田字シダヲ東畝、字大スミド、字ワラビワ、字コミ山、字ハギワラ、字北ハギワラ、字松谷、字松谷南畝、字東ホヲシンボヲ、字ホヲシンボヲ、字ヅシ、字木屋ヶ谷、字

ヤセ畝、字下モトヤノコ及び字トヤノコ南畝の各一部  
幡多郡黒潮町有井川字下モ谷ヒラ、字シライシ、字下モ谷、字大見山、字ヌタノダバ、字シロクビ、字土居山、字土居、字ツイタチデン、字六郎サイ、字大谷、字セイゲン寺畝、字橋本、字岡崎山、字天上森谷、字黒岩ノ畝、字福浄寺畝及び字南カ谷の各一部

幡多郡黒潮町上川口字黒岩山、字雀田、字岩ノ本西平山、字下タ中畝、字上中畝、字上入岡谷、字下入岡谷、字次郎ザヒ、字岡野地山、字上ミ丁判、字下丁判、字クロノ本、字弓場ノ谷、字古城山、字高山、字六郎谷、字七郎谷、字イツガ谷、字三子ヤシキ、字國王坂、字下天地ヤシキ、字下チチウタ、字上チチウタ、字高森山、字ササ山、字丑ガサコ、字大谷東山、字南高森山、字上大谷、字中大谷、字大谷下モ、字上櫻谷、字下櫻谷、字鳶ノコエ山、字鳶ノコエ、字高森下ノ谷、字ダバダ、字ヨケガ谷南畝、字ヨケガ谷東畝、字ヨケガ谷セイ本、字アナダ及び字大ナロ東ノ畝の各一部

幡多郡黒潮町浮鞭字小森、字高山、字小森山、字ヲビデン谷、字国婦畠、字国婦坂、字ドロブツ、字休場、字堂佛、字東奥尾、字田中谷、字西奥尾、字八幡後口、字石神ノ前、字石神谷、字南奥山、字東堂平山、字神休場、字東堂平、字西堂山、字イシモリ、字社、字城ノ谷口、字北向山、字ヤモウヂ、字ヤモウヂ山、字東ヤモウチ及び字西ヤモウチの各一部

幡多郡黒潮町加持字岩崎の一部  
幡多郡黒潮町入野字ハスノ町、字トロロデン、字新明、字中井、字カナヤシキ、字山手、字ヲチカハナ、字山榊ノ木、字鐘子谷、字平成、字西上トトロ、字轟口長谷、字緑山、字志田谷、字西椎木谷、字東小河知、字ダイトカ谷、字西炭所、字南ヲコヲチ、字エゲ頭、字古庵、字柳谷、字西払田、字東払田、字ヒツカケ山、字井ノ谷、字大駄場、字南大駄場、字板取谷、字鎌砥場、字西板取谷、字西長谷、字鎗ガサヤ、字水クリザコ、字南水クリサコ、字七貫、字ミノコシ山、字上房、字下リ松、字神ノ前、字南柳ガサコ及び字柳ガサコの各一部

幡多郡黒潮町下田の口字ランビキ谷、字ヨコ山、字チヨウセン、字石黒、字シタニ山、字土橋谷、字ウサキカトウ、字トリタロウ山、字カミノマエ、字大カミ谷、字ハリマ、字西持代、字ヤマベ、字タナタ、字テツホウ田及び字ウチカワの各一部

幡多郡黒潮町上田の口字ナメラガ谷、字ムキカラ田、字タニタ、字ツヅラ、字中峯、字竹ノ内、字カチヤガ谷、字ヤマサキ、字シキクチ、字カナヤマ、字三神ノハナ、字中ノ谷、字シリダカ、字カマガタニ、字鎌ガ谷口、字南鎌ヶ谷、字西鎌ヶ谷、字ヤケヤマノ谷、字市ノ野、字ススガダバ、字中カラト、字ニガタ、字カラト谷、字犬カイ谷、字ウツシリ、字ロシダノ川、字丸山、字チチコガ谷、字二番谷、字イチバン谷、字三番谷、字下ランヂ、字ヲクサレノ谷及び字ランヂの各一部

- 3 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び黒潮町役場

公 告

平成29年1月17日付けをもって自交総連北部ユニオン執行委員長比江森清から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成29年1月17日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件  
（1）乗務員個人への差別改善について  
（2）公休日の増日について  
（3）柳瀬営業所時間外手当引き上げについて
- 2 日時  
平成29年1月30日午後5時以降及び同月31日午後5時以降
- 3 場所  
株式会社県交北部交通鳥越営業所及び株式会社県交北部交通柳瀬営業所
- 4 争議行為の概要  
鳥越営業所と柳瀬営業所においてストライキを実施。

教育委員会規則

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月27日

高知県教育長 田村 壮児

高知県教育委員会規則第1号

高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を改正する規則

第1条 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則（昭和47年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

|            |             |
|------------|-------------|
| 高知県立高知南中学校 | 高知県立高知南高等学校 |
|------------|-------------|

を

|             |              |
|-------------|--------------|
| 高知県立高知南中学校  | 高知県立高知南高等学校  |
| 高知県立高知国際中学校 | 高知県立高知国際高等学校 |

に改める。

第2条 高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の一部を

次のように改正する。

別表第 2 中

|            |             |
|------------|-------------|
| 高知県立安芸中学校  | 高知県立安芸高等学校  |
| 高知県立高知南中学校 | 高知県立高知南高等学校 |

を

|           |            |
|-----------|------------|
| 高知県立安芸中学校 | 高知県立安芸高等学校 |
|-----------|------------|

に改める。

**附 則**

(施行期日)

- この規則中第 1 条の規定は平成 29 年 7 月 1 日から、第 2 条の規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)

- 平成 30 年 3 月 31 日から引き続き高知県立高知南中学校又は高知県立高知南高等学校(高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例(平成 28 年高知県条例第 61 号)附則第 3 項又は第 5 項の規定により存続するものとされるときを含む。)に在学する者(高知県立高知南中学校を卒業して平成 30 年 4 月 1 日に高知県立高知南高等学校に入学する者を含む。)に係る学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 71 条の規定に基づく教育課程については、第 2 条の規定による改正後の高知県立中学校及び高等学校教育課程実施規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(高知県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

- 高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和 35 年高知県教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで並びに高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例(平成 28 年高知県条例第 61 号)附則第 3 項及び第 5 項の規定により高知県立高知南中学校(以下この項において「高知南中学校」という。)及び高知県立高知南高等学校(以下この項において「高知南高等学校」という。)が存続するものとされる間については、教育委員会は、職員に対し、高知南中学校又は高知南高等学校に勤務を命ずる場合において、必要があると認めるときは、これらを兼ねて勤務を命ずることができる。

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 1 月 27 日

高知県教育長 田村 壯児

**高知県教育委員会規則第 2 号**

**高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則**

**第 1 条** 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(昭和 48 年高知県教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

|              |    |        |                       |
|--------------|----|--------|-----------------------|
| 高知県立伊野商業高等学校 | 本校 | 全日制の課程 | 商業に関する学科<br>キャリアビジネス科 |
| 高知県立春野高等学校   | 本校 | 全日制の課程 | 総合学科                  |

を

|              |    |        |                             |
|--------------|----|--------|-----------------------------|
| 高知県立春野高等学校   | 本校 | 全日制の課程 | 総合学科                        |
| 高知県立高知国際高等学校 | 本校 | 全日制の課程 | 普通科<br>国際関係に関する学科<br>グローバル科 |
| 高知県立伊野商業高等学校 | 本校 | 全日制の課程 | 商業に関する学科<br>キャリアビジネス科       |

に改める。

**第 2 条** 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表中

|              |    |        |   |
|--------------|----|--------|---|
| 高知県立須崎工業高等学校 | 本校 | 全日制の課程 | 工業に関する学科<br>機械系学科 電気<br>情報系学科 シス<br>テム工学系学科 |
|--------------|----|--------|---|

を

|  |  |  |          |
|--|--|--|----------|
|  |  |  | 工業に関する学科 |
|--|--|--|----------|

|              |    |                  |   |
|--------------|----|------------------|---|
| 高知県立須崎工業高等学校 | 本校 | 全日制の課程           | 機械系学科 電気<br>情報系学科 シス<br>テム工学系学科                           |
| 高知県立須崎総合高等学校 | 本校 | 全日制の課程<br>定時制の課程 | 普通科<br>工業に関する学科<br>機械系学科 電気<br>情報系学科 シス<br>テム工学系学科<br>普通科 |

に改める。

**第 3 条** 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表中

|              |    |                  |   |
|--------------|----|------------------|---|
| 高知県立佐川高等学校   | 本校 | 全日制の課程<br>定時制の課程 | 普通科<br>普通科                                  |
| 高知県立須崎高等学校   | 本校 | 全日制の課程<br>定時制の課程 | 普通科<br>普通科                                  |
| 高知県立須崎工業高等学校 | 本校 | 全日制の課程           | 工業に関する学科<br>機械系学科 電気<br>情報系学科 シス<br>テム工学系学科 |

を

|            |    |                  |            |
|------------|----|------------------|------------|
| 高知県立佐川高等学校 | 本校 | 全日制の課程<br>定時制の課程 | 普通科<br>普通科 |
|------------|----|------------------|------------|

に改める。

**第 4 条** 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表中

|        |  |      |     |
|--------|--|------|-----|
| 高知県立高知 |  | 全日制の | 普通科 |
|--------|--|------|-----|

|             |    |        |                         |
|-------------|----|--------|-------------------------|
| 小津高等学校      | 本校 | 課程     | 理数に関する学科<br>理数科         |
| 高知県立高知西高等学校 | 本校 | 全日制の課程 | 普通科<br>外国語に関する学科<br>英語科 |

を

|              |    |        |                        |
|--------------|----|--------|------------------------|
| 高知県立高知小津高等学校 | 本校 | 全日制の課程 | 普通科<br>理数に関する学科<br>理数科 |
|--------------|----|--------|------------------------|

に、

|             |    |             |                          |
|-------------|----|-------------|--------------------------|
| 高知県立高知東高等学校 | 本校 | 全日制の課程      | 看護に関する学科<br>看護科<br>総合学科  |
|             |    | 全日制の課程（専攻科） | 看護に関する学科<br>看護専攻科        |
| 高知県立高知南高等学校 | 本校 | 全日制の課程      | 普通科<br>国際関係に関する学科<br>国際科 |

を

|             |    |             |                         |
|-------------|----|-------------|-------------------------|
| 高知県立高知東高等学校 | 本校 | 全日制の課程      | 看護に関する学科<br>看護科<br>総合学科 |
|             |    | 全日制の課程（専攻科） | 看護に関する学科<br>看護専攻科       |

に改める。

**附 則**  
(施行期日)

- この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - 第1条の規定 平成29年7月1日
  - 第2条の規定 平成30年7月1日
  - 第3条の規定 平成31年4月1日
  - 第4条の規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成33

年4月1日  
(経過措置)

2 第4条の規定による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（次項において「旧規則」という。）の規定により設置された高知県立高知西高等学校の全日制の課程の普通科及び外国語に関する学科（以下この項において「高知西高校普通科及び英語科」という。）は、同条の規定による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（次項において「新規則」という。）の規定にかかわらず、平成33年3月31日において高知西高校普通科及び英語科に在学する者がそれぞれ高知西高校普通科及び英語科に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。

3 旧規則の規定により設置された高知県立高知南高等学校の全日制の課程の普通科及び国際関係に関する学科（以下この項において「高知南高校普通科及び国際科」という。）は、新規則の規定にかかわらず、平成33年3月31日において高知南高校普通科及び国際科に在学する者がそれぞれ高知南高校普通科及び国際科に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。

高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年1月27日

高知県教育長 田村 壯児

**高知県教育委員会規則第3号**  
**高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則**

**第1条** 高知県立中学校の通学区域に関する規則（平成13年高知県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「のとおり」を「に定めるとおり」に改める。  
第2条中「教育長が別に」を「高知県教育長（次条において「教育長」という。）が」に、「学校に」を「中学校に」に改める。  
第3条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「通学区域」を「中学校の通学区域」に改め、「別に」を削る。  
別表中「（第1条関係）」を「（第1条、第2条関係）」に、

「学校名」

を  
「中学校名」

に、

「

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 高知県立高知 | 高知市 南国市 土佐市 須崎市 大 |
|--------|-------------------|

|      |   |
|------|---|
| 南中学校 | 豊町 いの町 仁淀川町 中土佐町 佐川町 越知町 檮原町 日高村 津野町 四万十町 |
|------|---|

を

「

|            |  |
|------------|--|
| 高知県立高知南中学校 | 高知市 南国市 土佐市 須崎市 大豊町 いの町 仁淀川町 中土佐町 佐川町 越知町 檮原町 日高村 津野町 四万十町 |
|------------|--|

|             |      |
|-------------|------|
| 高知県立高知国際中学校 | 県内全域 |
|-------------|------|

に改める。

**第2条** 高知県立中学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

「

|           |  |
|-----------|--|
| 高知県立安芸中学校 | 高知市 室戸市 安芸市 南国市 香南市 香美市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 |
|-----------|--|

|            |  |
|------------|--|
| 高知県立高知南中学校 | 高知市 南国市 土佐市 須崎市 大豊町 いの町 仁淀川町 中土佐町 佐川町 越知町 檮原町 日高村 津野町 四万十町 |
|------------|--|

を

「

|           |  |
|-----------|--|
| 高知県立安芸中学校 | 高知市 室戸市 安芸市 南国市 香南市 香美市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 |
|-----------|--|

に改める。

**附 則**  
(施行期日)

- この規則中第1条の規定は平成29年7月1日から、第2条の規定及び次項の規定は平成33年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部

を改正する条例（平成28年高知県条例第61号）附則第3項の規定により存続するものとされる高知県立高知南中学校に在学する者に係る通学区域については、なお従前の例による。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成29年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
高知県衛生研究所移転等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県健康政策部衛生研究所総務企画課 高知市丸ノ内二丁目4番1号 保健衛生総合庁舎2階
- 3 落札者を決定した日  
平成28年11月21日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本通運株式会社高知支店 高知市南竹島町37-7
- 5 落札金額  
91,800,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成28年10月4日